

2022年1月1日

吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める書面)

芙蓉総合リース株式会社
代表取締役 辻田 泰徳

当社は、2021年11月5日付で当社と株式会社日本信用リース(以下「NCL」といいます。)との間で締結した合併契約書に基づき、2022年1月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、NCLを吸収合併消滅会社とする吸収合併(以下「本件吸収合併」といいます。)を行いました。本件吸収合併に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 効力発生日(会社法施行規則第200条第1号)
本件吸収合併は、2022年1月1日に効力を生じております。
2. 吸収合併消滅会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過(会社法施行規則第200条第2号)
 - (1) 会社法第784条の2の規定による手続の経過
NCLの発行済株式の全部を当社が保有していたため、会社法第784条の2の規定に基づく本件吸収合併の差止請求はありませんでした。
 - (2) 会社法第785条の規定による手続の経過
NCLの発行済株式の全部を当社が保有していたため、会社法第785条の規定に基づく株主からの株式買取請求はありませんでした。
 - (3) 会社法第787条の規定による手続の経過
NCLは新株予約権を発行しておりませんでしたので、該当事項はありません。
 - (4) 会社法第789条の規定による手続の経過
NCLは、会社法第789条第2項及び同条第3項の規定に基づき、2021年11月10日付官報及び債権者に対する同日付催告書によって、債権者に対し、本件吸収合併に関する異議申述の公告及び催告を行いました。異議申述期限までに債権者からの異議の申し出はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過(会社法施行規則第 200 条第 3 号)

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による手続の経過

本件吸収合併は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定に基づく簡易合併に該当するため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

当社は、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、2021 年 11 月 10 日付電子公告により、本件吸収合併に関する株主に対する公告を行いましたが、株主からの株式買取請求はありませんでした。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び同条第 3 項の規定に基づき、2021 年 11 月 10 日付官報及び同日付電子公告によって、債権者に対し、本件吸収合併に関する異議申述の公告を行いましたが、異議申述期限までに債権者からの異議の申し出はありませんでした。

4. 承継した重要な権利義務に関する事項(会社法施行規則第 200 条第 4 号)

当社は、本件吸収合併の効力発生日をもって、NCLからその権利義務の一切を継承いたしました。

5. 吸収合併消滅会社の事前開示書面(会社法施行規則第 200 条 5 号)

NCLの事前開示書面は、別添のとおりです。

6. 変更登記日(会社法施行第 200 条第 6 号)

本件吸収合併による当社の変更登記申請及びNCLの解散登記申請は、2022 年 1 月 13 日に行う予定です。

7. その他吸収合併に関する重要な事項(会社法施行第 200 条第 6 号)

該当事項はありません。

以上

2021年11月5日

吸収合併に関する事前開示書面

(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める書面)

株式会社日本信用リース
代表取締役 大坪 秀行

当社は、芙蓉総合リース株式会社(以下「FGL」といいます。)との間で、FGLを吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併(以下「本件吸収合併」といいます。)を行うことを決定いたしました。

本件吸収合併に関し、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容(会社法第782条第1項)
別紙1のとおりです。
2. 合併対価の定め相当性に関する事項(会社法施行規則第182条第1項第1号)
完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付はありません。
3. 合併対価について参考となるべき事項(会社法施行規則第182条第1項第2号)
完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付はありません。
4. 吸収合併に係る新株予約権の定め相当性に関する事項(会社法施行規則第182条第1項第3号)
当社は新株予約権を発行していません。
5. 計算書類等に関する事項(会社法施行規則第182条第1項第4号)
FGLは、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)」によりご覧いただけます。また、FGLにおいて、最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等はありません。なお、当社及びFGLともに、重要な後発事象は生じておりません。
6. 効力発生日以後の吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項(会社

法施行第 182 条第1項第5号)

本件吸収合併の効力発生日後のFGLの資産の額は、負債の額を十分に上回る
ことが見込まれます。また、本件吸収合併の効力発生日後のFGLの収益状況及び
キャッシュ・フローの状況について、FGLの債務の履行に支障を及ぼすような事態
は、現在のところ予測されていません。したがって、本件吸収合併の効力発
生日後におけるFGLの債務の履行に支障はないと見込んでおります。

7. 事前開示開始日以降本件吸収合併の効力発生日までの間に上記事項に変更が
生じたときは、変更後の当該事項を、ただちに開示いたします。

以上

別紙1

吸収合併契約の内容(会社法第782条第1項)

合併契約書（簡易・略式合併）

芙蓉総合リース株式会社（住所：東京都千代田区麹町五丁目1番地1、以下「甲」とい
う）と株式会社日本信用リース（住所：東京都千代田区麹町五丁目1番地1、以下「乙」
という）とは、次のとおり合併契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（合併の方法）

本契約の規定に従い、甲および乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社と
する吸収合併の方法により合併する（以下「本合併」という）。

第2条（合併に際して交付する金銭等）

甲は、乙の発行済株式の全部を所有しており、本合併に際し、乙の株主に対して株式そ
他の金銭等の交付を一切行わない。

第3条（増加すべき資本金および準備金の額等）

甲の資本金および準備金は本合併により増加しない。

第4条（合併承認総会）

甲は会社法第796条第2項の規定により、乙は会社法第784条第1項の規定により、そ
れぞれ本契約に係る株主総会の承認を得ることなく、本合併を実行する。

第5条（合併効力発生日）

本合併の効力発生日は、2022年1月1日（以下「本効力発生日」という）とする。ただ
し合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙が協議し合意の上、これを変更すること
ができる。

第6条（権利義務全部の承継）

乙は、本効力発生日において、本効力発生日時点における貸借対照表その他同日におけ
る計算書類を基礎とした資産及び負債その他一切の権利義務を、甲に引き継ぐものとし、
甲はこれを承継する。

第7条（会社財産の管理等）

甲および乙は、本契約締結の日から本効力発生日の前日に至るまで、善良な管理者の注
意をもって、それぞれの業務を執行し、かつ一切の財産を管理、運営する。

第8条（合併条件の変更および本合併の解除）

本契約締結の日から本効力発生日の前日までの間において、天災地変その他の事由によ
り、甲もしくは乙は乙いづれかの資産状況もしくは経営状態に重大な変動が生じもしくは判明
したとき、または本契約に従った本合併の実行に重大な支障となる事象が生じ、もしくは
判明したときは、甲および乙が協議し合意の上、本契約の条件を変更しまたは本契約を解
除することができる。

第9条（本契約の効力）

本契約は、前条に従い本契約が解除された場合、または本効力発生日の前日までに、各
本契約当事者において本合併に関して法令上必要な関係官庁による承認等が得られないと
きは、その効力を失う。

第10条（解散費用）

本効力発生日以後、乙の解散手続に関し支出すべき費用は、すべて甲の負担とする。

第11条（本契約に定めない事項）

本契約に定めない事項のほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って甲乙
が協議し合意の上、これを決定する。

本契約の締結を証するため、本書1通を作成し、甲乙記名捺印の上、甲は原本を、乙はそ
の写しを各々保有する。

2021年11月5日

甲 東京都千代田区麹町五丁目1番地1

芙蓉総合リース株式会社

代表取締役 辻田 泰徳



乙 東京都千代田区麹町五丁目1番地1

株式会社日本信用リース

代表取締役 大坪 秀行

